

第1期ほっかいどう障がい福祉プランの概要

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨及び目的

北海道では、北海道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」を統合し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的とした「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定しました。

障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととします。

(2) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

(3) 対象とする障がい者の範囲

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

2. 計画の構成

第1 計画の基本的事項	計画策定の主旨と目的、計画の位置付けなど、計画の基本的な事項について
第2 障がいのある人の現状等	障がい者数やサービス提供体制、提供基盤の整備状況等について
第3 計画推進のための基本的事項	計画の体系、計画推進の基本方針について
第4 計画推進のための具体的な取組	推進施策ごとの、現状や具体的な取組の方向性について
第5 計画の推進管理	制度の円滑な推進、計画の推進管理について
第6 令和8（2026）・令和11（2029）年度の成果目標	各成果目標の設定について
第7 サービス量の見込みと基盤整備	各障害福祉サービスの見込み量について
資料編	用語解説や計画策定経過について

3. 体系図

計画の体系		計画推進の基本方針	推進施策
希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会の実現	I 北海道障がい者条例の 施策の推進	1 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の推進・虐待の防止 (2) 意思決定支援の推進 (3) 成年後見制度等の活用促進 (4) 理解の促進 (5) 地域福祉活動の推進
		2 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり	(1) 地域づくり委員会等の取組
		3 就労支援施策の充実・強化	(1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり (2) 一般就労の推進 (3) 多様な就労の機会の確保 (4) 福祉的就労の底上げ
	II 地域生活支援体制の充実	4 相談支援体制・地域移行支援の充実	(1) 生活支援体制の充実 (2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化 (3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実 (4) 生活安定施策の推進 (5) 障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施
		5 サービス提供基盤の整備	(1) 住まいの基盤整備の充実 (2) 日中活動サービスの充実 (3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実 (4) 共生型地域福祉拠点の取組の推進 (5) 地域間格差の縮小 (6) 施設による支援
		6 保健福祉・医療施策の充実	(1) 適切な保健・医療施策の充実 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 (3) 精神障がいのある人や難病患者の方など障がい特性に応じた支援の充実 (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
		7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上	(1) 人材の確保・定着・養成 (2) サービスの質の向上
		8 障がい児支援の充実	(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実
	III 自立と社会参加の促進	9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援	(1) 発達障がいのある人に対する支援の充実 (2) 在宅の障がいのある人等への支援の充実
		10 自立と社会参加の促進・取組定着	(1) 社会参加の促進 (2) スポーツ・文化芸術活動の振興 (3) 読書バリアフリーの推進 (4) 生涯学習機会の充実
	IV バリアフリー 社会の実現	11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 言語としての手話の理解促進等
		12 安全確保に備えた地域づくりの推進	(1) 住まい・まちづくりの推進 (2) 移動・交通のバリアフリーの促進 (3) 防災・防犯対策の推進